

令和 7年2月20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

3月の「もっけん」たより

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第162回組合会におきまして令和7年度の健康保険料率および介護保険料率については料率の改定を行わず据え置くものとして承認されました。医療費や高齢者医療制度等への拠出金が高騰し健保財政にとって大変厳しい状況が続いていますが、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(令和7年度保険料負担率)

	健康保険料率	介護保険料率
事業主負担	50.60/1000	9.00/1000
被保険者負担	47.40/1000	9.00/1000
合計	98.00/1000	18.00/1000

- ・ 毎月の給料（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）にかかる保険料率です。
- ・ 介護保険料の納付対象者は、40歳以上65歳未満の被保険者（被扶養者も満40歳に達すると介護保険の被保険者になりますが、保険料の負担はありません）です。
- ・ 健康保険料率、介護保険料率とも令和7年3月分（4月納入告知分）の保険料から適用となります。

※詳細な料額表は当健保ホームページに掲載する予定です。

◎ 長島リゾート利用補助事業の終了について

皆様の健康の保持増進と心身のリフレッシュを応援していました長島リゾートの利用補助事業ですが、昨今の利用者減少や紙の補助券廃止を契機として契約施設側から契約解除の申し出がありました。このため、誠に申し訳ありませんが令和7年2月28日を持ちまして利用補助事業を終了させていただきます。永らくのご愛顧ありがとうございました。